

日野町くらし応援クーポン券 取扱店募集要項

1. 目的

日野町くらし応援クーポン券を日野町が発行し、物価高騰等の影響を受けている町民や事業者に対し、住民生活の支援や日野町内の消費喚起・下支え、景気回復を図ることを目的とする。

2. クーポン券事業の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | 日野町くらし応援クーポン券 |
| (2) 発行者 | 日野町 |
| (3) 業務取扱者 | 業務受託者：日野町商工会 |
| (4) 発行総額 | 約 42,000 千円（1 住民あたり 2,000 円分のクーポン券）
令和 6 年 3 月 1 日現在の全住民を対象 |
| (5) 発行総数 | 約 21,000 冊（1 冊 額面 500 円券×4 枚綴り）
内訳：4 枚（地元事業所クーポン券 1 種類） |
| (6) 使用条件 | 1,000 円ごとの買い物に対して 500 円クーポン券 1 枚が利用可 |
| (7) 使用期間 | 令和 6 年 6 月 1 日（土）から令和 6 年 8 月 31 日（土）まで |
| (8) 発送予定日 | クーポン券の発送は、令和 6 年 4 月下旬～順次発送します |

3. クーポン券の使用について

***本クーポン券は、1,000円（税込）ごとのお買い物に対し、500円クーポン券が1枚利用可能となります。（商品券ではありませんのでご注意ください）**

例 1) 850円のお買い物の場合

本クーポン券は、1,000円以下のため利用できません

例 2) 2,650円のお買い物の場合

500円クーポン券2枚（1,000円分）が使用でき、残金1,650円を現金等でお支払いいただきます。

- (1) クーポン券は物品の販売または役務の提供などの取引において使用できます。
- (2) 取扱店舗等において利用期間内に限り利用可能です。
- (3) 使用者（顧客）が商品購入の際、クーポン券を使用されるときは、偽造券（カラーコピー等）でないかを確認し、取り扱ってください。
- (4) 本クーポン券は、金券・商品券ではないので注意してください！
- (5) クーポン券と現金の交換はどのような理由があっても禁止します。
- (6) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (7) コピー等が明らかな不正クーポン券は、取扱店の責任として取扱いを拒否して下さい。
また、主催者へのご連絡をお願いします。
- (8) 店舗で独自にクーポン券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、店頭への掲示等にその旨を明示して下さい。
- (9) 利用期間を過ぎたクーポン券は受け取らないで下さい。

(10) クーポン券の盗難・紛失について、発行者等はその責任を負いません。

4. クーポン券の利用対象とならないもの

- (1) 現金との換金、金融機関への預入
- (2) 出資や債務、公共料金等の支払（税金、振替代金、振込手数料、電気 水道料金等）
- (3) 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入及びタバコの購入
- (4) 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車料金等の不動産に関わる支払い
- (5) 保険診療対象となる医療費の支払い
- (6) その他 目的に沿わない公共事業としてふさわしくないもの

5. 取扱店資格について

日野町内に事業所の本社を有する事業者で、町内の店舗等に限りクーポン券を利用可能とします。ただし、次の事業者は対象外とします。

- (1) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (2) 上記4.「クーポン券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱うもの
- (3) 法律に違反する商品、サービスを取り扱うもの
- (4) 保険診療扱いとなる医療行為を行っているもの
- (5) 事業にかかわる関係者が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる事業所は取り扱いを認めない。

6. 取扱店の責務等について

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、告知ツールを消費者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 消費者が利用されるクーポン券について、受け取って問題がないかの確認をして下さい。明らかなコピー品の受け取りは、取扱店の責任とします。確認用として見本券を配布しますので、クーポン券を取り扱うすべての方（店員等）に周知して下さい。
なお、色合いが明らかに違うなど偽造されたクーポン券と判別できる場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに日野町商工会及び警察へ通報して下さい。
- (3) クーポン券を受け取った時は、再流出を防止するためクーポン券裏面の引換登録店記載欄に事業所名を明記してください。裏面に登録店記載のあるクーポン券は、受け取りを拒否して下さい。
- (4) クーポン券の交換および売買は行わないで下さい。

利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として利用されたクーポン券のみ換金可能です。

7. 取扱店申込みについて

(1) 申込方法

取扱店に申込みされる方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「日野町くらし応援クーポン券取扱店登録申請書兼誓約書」を、FAX・郵送または持参で日野町商工会に申請して下さい。

《あて先》 日野町商工会

〒529-1602 蒲生郡日野町河原一丁目1番地

TEL 0748-52-0515 FAX 0748-53-1859

なお、日野町内に複数の店舗を持つ事業者については、すべての店舗が「募集要項」に同意していることを前提に、店舗ごとに申請してください。

(2) 申込期間

令和6年2月13日（火）から令和6年2月29日（木）まで

・申込期間以降も取扱店の申込みは受付出来ますが、初回配布の取扱店名簿への掲載が出来ない場合もあります。

(3) 取扱店の登録

申請のあった店舗について、審査を経て取扱店として了承します。また、店頭に掲示していただく告知ツール等は、5月下旬に配布します。

なお、申込内容に虚偽・不備等があった場合には、登録を取り消すことがあります。

8. 取扱店契約の解除について

次のような事由が生じた場合には、取扱店におけるクーポン券受領の有無に関わらず、取扱店契約を解除する場合があります。この場合、クーポン券の換金等を行わず、既に換金等を行っていたときは、その返還を請求します。

- (1) 事業者（事業者が法人の場合にあつては、その役員または使用人を含む。以下、この項において同じ。）が、クーポン券の換金等について詐欺を行い、または行おうとした場合
- (2) 事業者が暴力的行為または脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合
- (3) 契約締結後に事業者や事業の関係者が暴力団等反社会勢力に該当することが判明した場合。
- (4) その他事業者に町の信頼を損ない取扱店契約の存続を困難とする次のような重大な事由がある場合
 - ① 町の名誉や信用を毀損または毀損するおそれのある行為をしたとき
 - ② 町の業務を妨害または妨害するおそれのある行為をしたとき
 - ③ その他「募集要項」に違反する行為が認められるとき

9. 換金について

- (1) 商工会の業務日の対応になります。夜間など営業時間終了後や土・日・祝日の取扱いはできません。また、年末年始等の場合も対応が出来ない場合があります。

※窓口対応は平日9時～16時とします。

- (2) 複数の店舗を持つ事業者は、事業者単位（原則、取扱店登録申請書兼誓約書の「店舗名」で一括して換金してください。
- (3) 換金請求締日と支払予定日は下記の通りです。期間経過後の換金には一切応じられませんのでご注意ください。
- (4) 1回に1,000枚以上のクーポン券の換金の場合は、事前に電話連絡をお願いします。

10. その他の留意事項

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定めます。
- (2) 取扱店の情報（店舗名称、所在地、業種等）は「クーポン券の使えるお店」として、日野町商工会ホームページなどに掲載し、広く周知を図ります。
- (3) 「募集要項」を含むこの事業の取扱に追加・変更があった場合は、日野町商工会ホームページでお知らせします。

●換金日程表

請求締日	支払予定日
6月14日（金）	6月26日（水）
6月28日（金）	7月10日（水）
7月12日（金）	7月24日（水）
7月26日（金）	8月7日（水）
8月9日（金）	8月23日（金）
8月23日（金）	9月4日（水）
9月6日（金）	9月18日（水）
最終 9月13日（金）	9月25日（水）

<お問合せ先>

日野町商工会（担当：中嶋・安田）

TEL 0748-52-0515 FAX 0748-53-1859